

2025年12月17日

各 位

会 社 名 アトラグループ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 久世 博之
(コード番号: 6029 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 田中 克典
(TEL. 06-6533-7622)

(開示事項の経過)

新株予約権（有償ストック・オプション）の一部譲渡承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2024年4月17日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」に基づき、2024年5月2日に発行いたしました第5回募集新株予約権（以下、「本新株予約権」という）につきまして、本新株予約権を保有していない取締役1名に対する一部の譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 本新株予約権の内容

アトラグループ株式会社 第5回新株予約権

取締役会決議日	2024年4月17日
発行した新株予約権の割当対象者、人 数及び割当個数（株数）	当社取締役 4名 10,000個（1,000,000株）
発行時における新株予約権の払込金額 の総額	1,000,000円
新株予約権の行使価格	本新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使期間	2024年5月2日から2034年5月1日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が100億円を一度でも超過した場合、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数</p> <p>② 上記①の条件にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所にお</p>

	<p>ける当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
2025年11月26日現在の新株予約権の保有人数及び残存個数（株数）	<p>4名 10,000個 (1,000,000株)</p> <p><内訳></p> <p>当社取締役 3名 7,500個 (750,000株)</p> <p>退任者 1名 2,500個 (250,000株)</p>
2025年11月27日付で新株予約権を譲り受ける人数及び個数（株数）	<p>1名 2,500個 (250,000株)</p> <p><内訳></p> <p>当社取締役 1名 2,500個 (250,000株)</p>
2025年11月27日現在の新株予約権の保有人数及び残存個数（株数）	<p>4名 10,000個 (1,000,000株)</p> <p><内訳></p> <p>当社取締役 4名 10,000個 (1,000,000株)</p>

2. 2024年4月17日に本新株予約権を発行した理由

当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指す必要があると考えております。そのため、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたしました。本新株予約権には、時価総額100億円を達成した場合にのみ行使ができるよう設計されております。また、当社株価が一定の水準を下回った場合において、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されており、付与対象者である当社の取締役が株価変動リスクを既存株主の皆様と共有するスキームとなっております。

3. 本新株予約権の譲渡を承認する理由

本新株予約権割当以降の本新株予約権保有者1名の取締役が、2024年7月31日付けで健康上の理由にて退任したため、本来の役割や責任範囲が変動していることから、株価・業績向上に対する責任に応じたインセンティブについて再考し検討いたしました。退任した取締役の役割や責任範囲については、2025年3月29日の定時株主総会で執行役員1名を後任の取締役として選任しております。現在は、後任の取締役が引き続き業績向上と株価向上に対する責任を担っていることから、その責任に応じてインセンティブを再分配することで、より一層株価・業績向上に寄与するものと判断いたしました。また、本新株予約権を再発行ではなく譲渡となった理由としては、本新株予約権は一定条件を下回った場合の強制行使条件が付されているため放棄ができないためあります。これらの観点から、上記のとおり、本新株予約権を保有していない取締役1名に対する一部の譲渡を承認することといたしました。

4. 今後の見通し

本件による当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上